

令和7年12月1日

令和7年第4回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議案	73	貝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3
〃	74	貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	4
〃	75	貝塚市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例制定の件	4
〃	76	貝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	5
〃	77	貝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件	6
〃	78	貝塚市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件	6
〃	79	貝塚市奨学資金条例の一部を改正する条例制定の件	10
〃	80	貝塚市浸水対策条例制定の件	11
〃	81	市道三ツ松白地線（三ツ松大橋）橋梁補強補修工事の工事請負契約を変更する契約を締結する件	14
〃	82	貝塚市営住宅の有効活用による官民連携事業に係る特定事業契約を変更する契約を締結する件	14
〃	83	令和 6 年度貝塚市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議決を求める件	15
〃	84	令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 7 号）の件	16
〃	85	令和 7 年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の件	22
〃	86	令和 7 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 1 号）の件	25

議案第 73 号

貝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 12 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年貝塚市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表中 1 の項を削り、2 の項を 1 の項とし、3 の項から 7 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

7 市長	住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下この表において同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下この表において同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

議案第 74 号

貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 12 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年貝塚市条例第336号）の一部を次のように改正する。

別表第1選挙長の項中「13,000円」を「15,000円」に改め、同表投票所の投票管理者（一般職の職員のうちから選任された者を除く。）の項中「14,300円」を「16,000円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者（一般職の職員のうちから選任された者を除く。）の項中「12,650円」を「15,000円」に改め、同表開票管理者の項中「11,000円」を「13,000円」に改め、同表選挙立会人の項中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「13,000円」を「14,000円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「11,500円」を「13,000円」に改め、同表開票立会人の項中「11,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 75 号

貝塚市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 12 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

貝塚市留守家庭児童会条例（平成12年貝塚市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「本市」を「市」に改め、「この号において」を削り、「もの」を「者」に改める。

第5条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる児童については、当該各号に定める額とする。

- （1） 同一世帯で2人以上入会している場合の2人目の児童（第3号に掲げる児童を除く。） 月
額3,000円

(2) 同一世帯で3人以上入会している場合の3人目以降の児童(次号に掲げる児童を除く。)
月額1,500円

第5条第2項に次の1号を加える。

(3) 市の小学校等の夏季休業期間に限り入会している児童 8,000円

第5条第3項中「当該利用が1月」を「当該延長利用が1月(前項第3号の場合にあっては、当該小学校等の夏季休業期間)」に改め、同条第4項中「750円」の次に「(第2項第3号の場合にあっては、750円)」を加える。

第6条第1項中「当該月分」の次に「(前条第2項第3号の場合にあっては、夏季休業期間分。以下この項において同じ。)」を加え、同項ただし書中「場合」の次に「(同号の場合を含む。)」を加え、同条第2項中「まで」の次に「(前条第2項第3号の場合にあっては、延長利用を行った日の属する年の10月10日まで)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

貝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

貝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年貝塚市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条中「法第34条の16第1項」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

貝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

貝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 12 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第 2 条 前条の基準は、次条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）に定めるところによる。

(暴力団の排除)

第 3 条 乳児等通園支援事業を行う者は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号。第 3 号において「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員
- (2) 前号の暴力団員が役員となっている法人等
- (3) 条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

貝塚市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 12 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市火災予防条例の一部を改正する条例

貝塚市火災予防条例（昭和37年貝塚市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の 2—第29条の 7）」
「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の 2—第29条の 7）」
を 第 3 章の 3 林野火災の予防（第29条の 8・第29条の 9）」に
改める。

第3条第1項中「の各号に掲げる基準」を「に掲げる基準」に改め、同項第1号中「で除き」を「を除き」に、「の各号に掲げる距離」を「に掲げる距離」に改め、同項第4号中「附近」を「付近」に改め、同項第11号中「遮へい」を「遮蔽」に改め、同項第14号ア中「支わく」を「支枠」に改め、同項第15号中「ふた」を「蓋」に、「はかる」を「図る」に改め、同項第17号イ中「転倒」を「転倒し、」に改め、同号ウ中「遮へい」を「遮蔽」に改め、同条第2項第3号中「もの」を「者」に改める。

第9条第1項中「掘ごたつ」の次に「の火床」を加える。

第11条第1項第6号中「出入」を「出入り」に改め、同項第9号中「ものとして」を「者として」に、「ものに」を「者に必要に」に改め、同条第2項ただし書中「おおわれた」を「覆われた」に改める。

第15条第1項第1号オ中「1」を「一」に改める。

第17条（見出しを含む。）中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第1号中「けい留し」を「係留し」に改め、同条第3号中「さく」を「柵」に、「立入」を「立入り」に改め、同号ただし書中「前号ただし書き」を「前号ただし書」に、同条第4号中「容量」を「容積」に改め、同条第5号中「充分」を「十分」に改め、同条第7号中「0.6メートル」を「、0.6メートル」に改め、同条第9号中「充てん又は」を「充填又は」に改め、同号イ中「もの」を「者」に改め、同号オ中「充てん」を「充填」に、「確めた」を「確かめた」に改め、同条第11号中「けい留中」を「係留中」に改め、同号ただし書中「けい留する」を「係留する」に改める。

第17条の2第1号中「支わく」を「支枠」に改める。

第18条第1項第1号中「の各号」を削り、同項第4号中「転倒」を「転倒し、」に改め、同項第13号中「もの」を「者」に改める。

第26条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改め、同条第3項中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に、「ふた」を「蓋」に、「おおい」を「覆い」に改める。

第28条第1項中「鋳打作業」を「鋳^{びよう}打作業」に、「附近」を「付近」に改め、同条第4項中「以下」を削る。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、「の各号」を削り、同条第3号及び第4号中「または」を「又は」に改め、同条第6号中「吸がら」を「吸殻」に、「または」を「又は」に改め、同条第7号を削る。

「第3章の2 住宅防災機器の設置及び維持に関する基準等」を「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等」に改める。

第29条の5中「のいずれか」を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対

象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第31条の前の見出し中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に改め、同条中「危険物」の次に「(以下「少量危険物」という。)」を加える。

第31条の2に見出しとして「(少量危険物の貯蔵及び取扱いの共通する技術上の基準等)」を付し、同条第1項中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第9号ただし書中「接触」を「接触し、」に改め、同条第2項中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に、「すべて」を「全て」に改める。

第31条の3に見出しとして「(屋外における少量危険物の貯蔵又は取扱いの場所に係る技術上の基準等)」を付し、同条第1項及び第2項中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に改める。

第31条の3の2に見出しとして「(屋内における少量危険物の貯蔵又は取扱いの場所に係る技術上の基準)」を付し、同条中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に改める。

第31条の4に見出しとして「(地下タンク及び移動タンク以外のタンクに係る技術上の基準等)」を付し、同条第1項中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に改め、同条第2項中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に改め、同項第2号中「転倒」を「転倒し、」に改め、同項第7号中「ふた」を「蓋」に改める。

第31条の5に見出しとして「(地下タンクに係る技術上の基準等)」を付し、同条第1項中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に改め、同条第2項中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に改め、同項第2号中「ふた」を「蓋」に改める。

第31条の6に見出しとして「(移動タンクの技術上の基準等)」を付し、同条第1項中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に改め、同条第2項中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に改め、同項第7号中「ふた」を「蓋」に改める。

第31条の7に見出しとして「(危険物の類ごとに共通する技術上の基準)」を付し、同条第1項中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に改め、同項第3号中「同令第1条の5第5項」を「同条第5項」に改め、同条第2項中「取扱う」を「取り扱う」に改める。

第31条の8に見出しとして「(維持管理)」を付し、同条中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に改める。

第31条の9に見出しとして「(適用除外)」を付する。

第32条中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「、少量危険物」に改める。

第33条第1項中「の各号」を削り、同項第1号ア中「第二類」を「第2類」に、「第四類」を「第4類」に改める。

第34条の2に見出しとして「(火災の危険要因の把握等)」を付する。

第35条の前の見出し中「劇場等の」の次に「屋内の」を加え、同条中「の各号」を削り、同条第1号中「いす」を「椅子」に改め、同条第2号中「いす背」を「椅子背」に、「いすの」を「椅子の」

に、「および」を「及び」に、「いす席」を「椅子席」に改め、同条第４号中「および」を「及び」に改め、同条第５号ア中「いす席」を「椅子席」に改め、「とする。」を削り、同号アただし書中「切り捨てる。」を「切り捨てた席数」に改め、同号イ及びウ中「いす席」を「椅子席」に改める。

第36条に見出しとして「(劇場等の屋外の客席)」を付し、同条中「の各号」を削り、同条第１号中「いす」を「椅子」に改め、同条第２号中「いす背」を「椅子背」に改め、同号ただし書中「いす座」を「椅子座」に改め、同条第４号ア中「いす席」を「椅子席」に、「いす背」を「椅子背」に、「いす座」を「椅子座」に、「20席」を「、20席」に改め、同号イ中「いす席」を「椅子席」に、「１に」を「一に」に改め、同号ウ及びエ中「１に」を「一に」に改める。

第37条中「および」を「及び」に、「いす席」を「椅子席」に、「または」を「又は」に、「１に」を「一に」に改める。

第37条の３の見出し中「個室型店舗」を「カラオケボックス等」に改め、同条中「その他これ」を「その他これら」に改め、「(以下「個室型店舗」という。)」を削る。

第39条中「の各号」を削り、同条第１号中「こえて」を「超えて」に改め、同号ア中「いす席」を「椅子席」に、「長いす式」を「長椅子式」に、「はしたの数は、これを切り捨てるものとする。」を「端数があるときは、当該端数を切り捨てた数」に改め、同条第３号中「１の」を「一の」に改め、同条第４号中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第42条中「及び第37条の２から前条まで」を「、第37条の２及び第38条から前条まで」に改める。

第42条の３第１項中「の各号」を削り、同項第３号中「第45条」を「第45条第１項」に改める。

第43条中「および」を「及び」に改め、同条に後段として次のように加える。

届出の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。

第43条に次の１項を加える。

２ 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る防火対象物について、その使用開始前に消防長の検査を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(１) 当該防火対象物に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、法第17条の３の２の規定により、消防長の検査を受け、又は受けることとなるとき。

(２) 前項後段の規定により変更の届出を行う場合において、その内容について消防長が検査の必要がないと認めるとき。

第45条中「の各号」を削り、同条第１号中「または」を「又は」に改め、「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条第２号中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に、「または」を「又は」に改め、同条第４号中「または」を「又は」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 消防長は、前項第１号から第６号までに掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

第46条の見出し中「指定数量未満の危険物等」を「少量危険物等」に改め、同条第１項中「指定数量の５分の１以上」を「少量危険物」に、「) 指定数量未満の危険物」を「指定数量未満の危険物)」に改め、同条第２項中「同項の貯蔵及び」を「同項の規定による届出の内容を変更し、又は同項の貯蔵若しくは」に改める。

第47条の２の見出し中「消防用設備等の状況」を「違反状況」に改め、同条第１項中「、令若しくは」を「又は」に改め、「又はこの条例」を削り、同条第２項中「ときは、」の次に「あらかじめ」を加える。

第49条第1号中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に、「または」を「又は」に改める。

附則第3項中「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物」を「少量危険物」に改める。

附則第6項中「指定数量の5分の1以上」を「少量危険物」に、「指定数量未満の危険物」を「指定数量未満の危険物）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第43条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に同条第1項の規定による届出があった防火対象物について適用し、同日前に届出があった防火対象物については、なお従前の例による。

議案第79号

貝塚市奨学資金条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市奨学資金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市奨学資金条例の一部を改正する条例

貝塚市奨学資金条例（昭和43年貝塚市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 本人又はその保護者（親権者その他奨学生の学資を負担する者をいう。以下同じ。）が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく市の住民基本台帳に記録されていること。

第3条第2号中「者」の次に「で、経済的な理由により修学が困難なものであること。」を加え、同条第3号ただし書を削り、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「おいて、」の次に「奨学生及び」を加え、「（親権者その他当該奨学生を扶養する者をいう。）」を「の世帯に属する者」に改める。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、次条第1項第1号の規定により奨学資金の貸与を停止された奨学生が復学したときは、その期間を当該停止された期間の範囲内で延長することができる。

第11条第1項中「貸与期間の終了の日の属する月の翌月から起算し6月を経過した後、」を「貸与の対象となった就学校を卒業した日の属する年度の翌年度の10月（奨学生が退学等により第3条第3号に掲げる要件に該当しなくなった事実を委員会が把握したときは、当該事実を把握した日の属する月の翌月以後における最初の10月。次項において同じ。）から」に改め、同条第2項中「の返還」を削り、「月の翌月から起算し6月を経過した後、36月」を「日の属する年度の翌年度の10月から3年

を経過する月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 80 号

貝塚市浸水対策条例制定の件

貝塚市浸水対策条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 12 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市浸水対策条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市における浸水対策に関する基本理念その他浸水対策を推進するための基本となる事項を定めることにより、浸水被害の予防及び軽減を図り、もって市民が安心して暮らすことができるまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浸水対策 下水道その他の排水施設の整備並びに地下に浸透しないで流出する雨水の抑制、水防体制の充実その他の浸水被害の予防及び軽減を図るための総合的な対策をいう。
- (2) 雨水流出抑制施設 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設で、浸水被害の軽減を目的とするものをいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 公共施設 市、国又は他の地方公共団体が設置し、又は管理する道路、公園、庁舎、教育施設その他の施設をいう。
- (6) 開発行為等 次に掲げる行為をいう。
 - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第 4 条第12項に規定する開発行為
 - イ 建築基準法第 2 条第13号に規定する建築
 - ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定する行為
 - エ 駐車場（道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路をいう。）の路面外に設置される自動車（同項第 9 号に規定する自動車をいう。）の駐車のための施設（住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地において当該住宅の居住者の利用に供されるものを除く。）をいう。）の設置
- (7) 開発者 開発行為等を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 浸水対策は、市、市民及び事業者の一体的な取組が重要であることに鑑み、これらの者の相互の理解と連携の下、協働して行わなければならない。

2 市、市民及び事業者は、自然と人が共生する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを基本として浸水対策を行わなければならない。

（雨水流出抑制施設の設置等）

第4条 市は、地下に浸透しないで流出する雨水を抑制するため、市が公共施設の新築又は改築（以下「新築等」という。）をする場合には、雨水流出抑制施設の設置について検討しなければならない。

2 市長は、地下に浸透しないで流出する雨水を抑制するため、国又は他の地方公共団体が、市の区域内において公共施設の新築等又は管理をする場合には、雨水流出抑制施設の設置について検討するよう当該国又は他の地方公共団体に要請するものとする。

3 市の区域内に存する土地又は建築物の所有者又は占有者は、地下に浸透しないで流出する雨水を抑制するため、その所有し、又は占有する土地又は建築物の敷地において新築等をする場合には、雨水流出抑制施設の設置について検討するよう努めなければならない。

4 雨水流出抑制施設を設置し、又は管理する者は、当該雨水流出抑制施設の適正な維持管理に努めなければならない。

（浸水に備えるための対策）

第5条 市は、ため池その他雨水を一時的に貯留することができる施設又はその取組を行うことができる農地等の管理者と協働し、浸水被害の予防及び軽減を図るための対策を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、山林及び緑地の所有者と連携して、山林及び緑地が有する保水及び遊水の機能を適切に保全することにより、その機能が維持されるよう努めなければならない。

3 市は、降雨及び河川の水位等の情報を迅速かつ的確に収集するとともに、市民及び事業者に対し、これらの情報を迅速に提供できる体制の構築に努めなければならない。

4 市民は、浸水被害の予防及び軽減を図るため、地域における防災活動の取組に積極的に参加するとともに、自助及び共助の意識を高め、水路等の排水機能の確保に努めなければならない。

（事前協議）

第6条 開発者は、市の区域内において、規則で定める規模以上の開発行為等（次に掲げるものを除く。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該開発行為等の実施に伴う雨水の流出を抑制するための計画を記載した書類（以下「雨水流出抑制計画」という。）を市長に提出し、当該雨水流出抑制計画その他必要な事項について、市長と協議しなければならない。雨水流出抑制計画の内容を変更しようとするときも同様とする。

（1） 通常の管理行為又は軽易な開発行為等で、規則で定めるもの

（2） 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為等

（3） 市が行う開発行為等

（4） その他市長が協議の必要がないと認める開発行為等

2 開発者は、雨水流出抑制計画の作成に当たっては、市長が別に定める浸水対策に係る技術指針を遵守しなければならない。

3 開発者は、第1項の規定による協議（以下「事前協議」という。）が整ったときは、雨水流出抑制計画に基づき、開発行為等を行わなければならない。

(工事完了の届出)

第7条 開発者は、雨水流出抑制計画の内容に関する工事が完了したとき（貝塚市開発行為等の手続等に関する条例（令和7年貝塚市条例第10号）第14条第2項の場合を除く。）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(検査等)

第8条 前条の規定による届出があった場合には、市長、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長その他関係する機関（以下「市長等」という。）は、遅滞なく、当該届出に係る工事が事前協議の内容に適合しているかどうかについて検査するものとする。

2 市長等は、前項の規定による検査の結果、当該工事が事前協議の内容等に適合しないと認めるときは、これらに適合するよう開発者に是正を求めるものとする。

(勧告)

第9条 市長は、この条例の規定に違反した開発者に対し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定により勧告を受けた開発者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、必要があると認めるときは、当該開発者に対し、相当の期限を付けて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

第11条 市長は、開発者が前条の規定による命令に従わなかったときは、当該開発者の氏名（当該開発者が法人の場合にあっては、その名称）、勧告及び命令によりとるべきものとされた措置の内容その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該開発者に当該公表の内容及びその理由を通知し、当該開発者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、開発者が前項の規定により意見を述べたときは、第1項の規定による公表に際し、当該意見の要旨も併せて公表しなければならない。

(市民及び事業者への支援)

第12条 市長は、浸水対策を推進するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に技術的な支援を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第6条の規定に基づく事前協議に相当する手続に着手している開発行為等については、同条から第11条までの規定は、適用しない。

議案第 81 号

市道三ツ松白地線（三ツ松大橋）橋梁補強補修工事の工事請負契約を変更する契約を締結する件

令和6年9月25日に議決を得て締結した市道三ツ松白地線（三ツ松大橋）橋梁補強補修工事の工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結するものとする。

令和7年12月1日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- | | | |
|---|---------|------------------|
| 1 | 変更契約の内容 | 契約金額 |
| | | 変更前 146,608,000円 |
| | | 変更後 159,277,800円 |
| 2 | 契約の相手 | 岸和田市包近町709番地 |
| | | ダイワ工業 株式会社 |
| | | 代表取締役 和田 陽司 |

議案第 82 号

貝塚市営住宅の有効活用による官民連携事業に係る特定事業契約を変更する契約を締結する件

平成30年3月27日に議決を得て締結した貝塚市営住宅の有効活用による官民連携事業に係る特定事業契約の一部を変更する契約を次のとおり締結するものとする。

令和7年12月1日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- | | | |
|---|---------|--------------------|
| 1 | 変更契約の内容 | 契約金額 |
| | | 変更前 1,320,349,785円 |
| | | 変更後 1,518,008,831円 |
| 2 | 契約の相手 | 貝塚市脇浜一丁目14番20号 |
| | | 株式会社貝塚まちづくりパートナーズ |
| | | 代表取締役 大川 裕之 |

議案第 83 号

令和 6 年度貝塚市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議決を求める件

令和 6 年度貝塚市下水道事業会計未処分利益剰余金 2 億 6,330 万 6,304 円のうち 6,059 万 8,203 円を、令和 7 年度下水道事業会計において、次のとおり減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

貝塚市長 酒井 了

貝塚市下水道事業未処分利益剰余金処分明細

(単位 円)

	利 益 剰 余 金	
	減 債 積 立 金	未処分利益剰余金 (繰越利益剰余金)
令和 6 年度末残高	0	263,306,304
議会の議決による 令和 7 年度処分数額	60,598,203	△60,598,203
処 分 後 残 高	60,598,203	202,708,101

議案第 84 号

令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 7 号）の件

令和 7 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 2 8 , 1 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 1 , 7 9 9 , 0 5 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 12 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		8,762,842	47,387	8,810,229
	1. 国庫負担金	7,333,289	35,000	7,368,289
	2. 国庫補助金	1,403,795	11,463	1,415,258
	3. 委託金	25,758	924	26,682
15. 府支出金		3,348,511	17,500	3,366,011
	1. 府負担金	2,464,471	17,500	2,481,971
16. 財産収入		40,594	769	41,363
	1. 財産運用収入	40,194	769	40,963
17. 寄附金		712,667	101,764	814,431
	1. 寄附金	712,667	101,764	814,431
18. 繰入金		3,177,395	196,441	3,373,836
	2. 基金繰入金	3,143,723	196,441	3,340,164
20. 諸収入		900,884	59,792	960,676
	5. 雑入	466,544	59,792	526,336
21. 市債		2,309,900	4,500	2,314,400
	1. 市債	2,309,900	4,500	2,314,400
歳 入 合 計		41,370,897	428,153	41,799,050

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		6,057,852	328,358	6,386,210
	1. 総務管理費	4,832,283	328,358	5,160,641
3. 民生費		19,791,835	79,670	19,871,505
	1. 社会福祉費	7,878,412	74,382	7,952,794
	2. 児童福祉費	8,474,088	5,288	8,479,376
4. 衛生費		4,396,767	8,104	4,404,871
	1. 保健衛生費	1,522,699	916	1,523,615
	2. 清掃費	1,933,404	7,188	1,940,592
8. 土木費		3,090,721	7,540	3,098,261
	5. 都市計画費	1,764,261	7,540	1,771,801
9. 消防費		1,254,531	3,080	1,257,611
	1. 消防費	1,254,531	3,080	1,257,611
10. 教育費		2,960,278	632	2,960,910
	1. 教育総務費	538,273	132	538,405
	5. 社会教育費	633,488	500	633,988
12. 諸支出金		17,023	769	17,792
	3. 財政調整基金	9,114	769	9,883
歳 出 合 計		41,370,897	428,153	41,799,050

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9. 消防費	1. 消防費	防災行政無線整備事業	3,080

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
旅 券 発 給 業 務	令和 7 年度～令和 9 年度	18,400千円
貝 塚 市 営 住 宅 の 有 効 活 用 に よ る 官 民 連 携 事 業 (追 加)	令和 7 年度～令和 9 年度	197,660千円
医 療 的 ケ ア 児 看 護 業 務	令和 7 年度～令和 9 年度	35,860千円
ス ク ー ル バ ス 運 行 事 業	令和 7 年度～令和 1 2 年度	42,900千円
第 一 中 学 校 校 舎 外 壁 等 改 修 工 事	令和 7 年度～令和 8 年度	24,486千円
市 営 プ ー ル 幼 児 用 防 水 シ ー ト 改 修 事 業	令和 7 年度～令和 8 年度	4,169千円

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後								
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
民 間 保 育 所 等 整 備 事 業	千円 28,800	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府 その他	年以内 20	年以内 3	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 内において借入先 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 30,200	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業	113,500				30	5				116,600				同左	同左			
起債合計	2,309,900									2,314,400								

議案第 85 号

令和 7 年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の件

令和 7 年度貝塚市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 6 , 6 6 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 , 8 8 7 , 3 4 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		2,105,637	6,609	2,112,246
	1. 国庫負担金	1,583,430	5,200	1,588,630
	2. 国庫補助金	522,207	1,409	523,616
4. 支払基金交付金		2,321,189	7,020	2,328,209
	1. 支払基金交付金	2,321,189	7,020	2,328,209
5. 府支出金		1,171,570	3,919	1,175,489
	1. 府負担金	1,140,531	3,919	1,144,450
6. 繰入金		1,623,947	9,121	1,633,068
	1. 一般会計繰入金	1,356,731	3,250	1,359,981
	2. 基金繰入金	267,216	5,871	273,087
歳 入 合 計		8,860,672	26,669	8,887,341

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 保険給付費		8,381,420	26,000	8,407,420
	2. 介護予防サービス等諸費	185,481	26,000	211,481
7. 基金積立金		5,637	669	6,306
	1. 基金積立金	5,637	669	6,306
歳 出	合 計	8,860,672	26,669	8,887,341

議案第 86 号

令和 7 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 1 号）の件

第 1 条 令和 7 年度貝塚市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度貝塚市病院事業会計予算（以下「予算」という。）予算第 3 条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支		出	
第 1 款 事業費用	9,207,953 千円	35,849 千円	9,243,802 千円
第 1 項 医業費用	8,920,324 千円	9,327 千円	8,929,651 千円
第 4 項 特別損失	0 円	26,522 千円	26,522 千円

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（ 1 ） 職員給与費	4,711,689 千円	9,327 千円	4,721,016 千円

令和 7 年 12 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了